

コメコンにおける多角決済の実施と 国際経済協力銀行の設立に関する協定

ソ連、東欧を中心とする東側の経済協力機構であるコメコン(経済相互援助会議)は、1949年1月設立以来、貿易の拡大、国際分業の促進、経済計画の調整などにより域内経済の発展に寄与してきたが、今後さらに経済の発展を促進し、経済統合の実現をはかるためには、金融決済面でも協力体制を確立することが必要とされていた。このため昨年10月22日のコメコン第9回執行委員会では、「振替ループルによる多角決済と国際経済協力銀行(通称「コメコン銀行」)の設立に関する協定」が加盟8か国間で調印をみ、従来の2国間清算協定に代わり、多角決済制度が本年1月1日から実施されるに至った。この画期的な制度は、今後のコメコン経済の発展にとってきわめて重要な意義をもつものと思われる。

このような意味で、以下このほどソ連最高会議法令通報(本年2月12日付第7号)に発表された同協定および銀行定款の全訳を紹介するが、その要旨は次のとおりである。

- (1) 従来2国間清算協定に基づいてループル建で行なわれていた受払いは、本年1月1日からコメコン銀行を開設される各国別の「振替ループル勘定」を通じ、振替ループル(ソ連ループルと等価)で集中的に多角決済が行なわれる。振替ループルの金または自由交換可能通貨への交換をどうするかについては、同行が業務開始後1年を経たうえで検討することとなっている。
 - (2) 同銀行の定款資本金は3億振替ループル(約333百万ドル)で、そのうち、20%に相当する60百万振替ループルは加盟国から本年中に払込みを受けることになっている(その残額の払込みについては、「銀行会議」の決定による)。同銀行は前記多角決済の実施と、これに伴う債務発生国に対するクレジットの供与、また別途加盟国から資金拠出を仰ぎ、これを基金として域内企業の共同建設などに投融資を行なうことを主要業務とする。
 - (3) 同銀行の最高管理機関は「銀行会議」で、これは全加盟国代表によって構成され、かつ表決権は加盟国の出資の多寡にかかわらず、各國平等に一票とする。なお、同行の初代総裁には、ソ連外國貿易銀行副総裁の職にあったコンスタンチン・ナザルキン氏が任命された。
- 以上のようにコメコン銀行を通じ多角決済を円滑に行なうためには、今後多くの問題を解決しなければならないが、とりわけ重要な問題は、価格の問題であろう。現在コメコン諸国間の貿易取引に用いられている価格は、資本主義世界市場での国際価格を基準とし、これに若干の修正を加えたもので、各國間に統一的な価格体系は存在しない。したがって現在当局では、統一的な価格体系を樹立するために各國の国内価格について検討を加えていると伝えられるが、その成行きが注目されている。

1. 振替ループルによる多角決済と 国際経済協力銀行の設立に関する協定

ブルガリア人民共和国、ハンガリア人民共和国、ドイツ民主共和国、モンゴリア人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア人民共和国、ソヴェト社会主義共和国連邦およびチエコスロバキア社会主義共和国の各國政府は、社会主義国際分業を発展・促進し、通商・経済関係をいっそう拡大・強化することが利益であることにかんがみ、決済制度を改善し、相互の約定遂行に対する通貨・金融上の援助を強化するために次のとおり協定した。

第1条 締約国間の2国間協定、多角協定、個々の相互商品供給契約ならびにその他の支払協定

に基づく決済は、1964年1月1日から振替ループルで行なう。

振替ループルの金含有量は、純金0.987412グラムとする。

振替ループル勘定に資金を有する各締約国は、他の締約国との決済にこれらの資金を自由に使用することができる。

各締約国は、通商協定の締結に際し、他のすべての締約国との振替ループルによる受払いを暦年内に、全体として均衡させなければならない。この場合、振替ループルによる利用しうる資金の造出、あるいはその使用、ならびに信用操作を考慮

する。

各締約国は、他の締約国および国際経済協力銀行に対する自国の振替ルーブル債務を期日までに全額返済しなければならない。

第2条 締結国間の経済協力と各締約国の国民経済の発展、またこれら締約国と他の諸国との協力の拡大を助成するために、国際経済協力銀行を設立し、これをモスクワ市に置く。銀行の加盟国となるのは締約国である。

銀行に対し次の任務を課す。

- (1) 振替ルーブルによる多角決済の実施
- (2) 締約国の外国貿易およびその他の取引に対する融資
- (3) 振替ルーブル余裕資金の吸収および保管
- (4) 銀行の加盟国ならびにその他諸国からの金・自由交換可能通貨およびその他の通貨を、勘定および預金として受け入れ、またその受入れ額の範囲内で資金取引を行なう。

初年度の業務終了後、銀行会議は銀行の定款資本金の一部を、金および自由交換可能通貨をもって払込む問題を検討し、また銀行が、振替ルーブルを金および自由交換可能通貨に交換する業務を行なうことができるかどうかについての問題を研究する。

定款から当然生ずる銀行の目的と任務に即するその他の銀行取引を行なう。

上記の任務のほか、銀行は、これら諸国が分担拠出して行なう工業企業その他建設工事の共同建設・再建・開発に対し、関係国の委託に基づいて、投融資を行なう。

銀行の業務は、本協定とその不可分の一部である銀行の定款、ならびに銀行が権限の範囲内で定める指令・規則に従って行なうものとする。

第3条 国際経済協力銀行の定款資本金は、総額300百万振替ルーブルとする。本資本金に対する締約国の割当拠出額(クオータ)は、締約国の相互間貿易の輸出額に基づいて次のとおり決定する。

ブルガリア人民共和国	17百万ルーブル
ハンガリア人民共和国	21 ヶ
ドイツ民主共和国	55 ヶ
モンゴリア人民共和国	3 ヶ

ポーランド人民共和国	27	ヶ
ルーマニア人民共和国	16	ヶ
ソヴェト社会主义共和国連邦	116	ヶ
チェコスロバキア		
社会主義共和国	45	ヶ
銀行の定款資本金への払込みは、締約国の均衡のとれた商品供給額を上回り、しかもそれぞれの国の中当額と同額の輸出超過によって行なう。ただし締約国の希望により自由交換可能通貨、あるいは金によつても行なうことができる。		
各締約国は、初年度はその割当額の20%、その後は銀行会議の決定に従い払込みを行なう。		
銀行の定款資本金総額は、締約国の決議により変更することができる。		
銀行は準備金を有する。その積立期間、金額、目的、手続きは、銀行会議がこれを決定する。		
銀行は、また特別基金を有することができる。この基金は、締約国の協定に基づいて銀行会議が設定する。		
第4条 国際経済協力銀行の業務は、銀行加盟国の大完全な権利の平等と主権の尊重に基づいて行なわれる。		
銀行の業務と関連する問題の検討と決定に際しては、銀行加盟国は平等の権利を有する。		
第5条 締約国間の決済は、締約国の銀行が参加して国際経済協力銀行を通じて振替ルーブルで行なう。多角決済制度の基本原則を次のとおり規定する。		
(1) 決済は、国際経済協力銀行に開設されるか、あるいは同行と合意の上、締約国の銀行に開設される締約国銀行の振替ルーブル勘定を通じて行なう。この場合輸出国の銀行は、関係船積および支払書類を直接輸入国の銀行あてに送付する。輸出入国の銀行は、それぞれ支払請求額または受取代金もしくは輸出国銀行あての支払金額を記入した一定様式の報告書を毎日国際経済協力銀行に送付する。		
(2) 支払は、各銀行が振替ルーブル勘定に保有する資金の範囲内で行ない、その勘定には、その銀行に供与された信用を含めて、勘定所有者である銀行のすべての収入が繰り入れられる。		
(3) 振替ルーブル勘定の資金の管理者は、締約		

国銀行であり、勘定は締約国銀行の名義で開設する。

(4) 締約国銀行の振替ルーブル資金を、自己資金と借入資金とに分け、銀行所有の資金を保管する勘定と国際経済協力銀行からの借入債務額を記入する貸付(信用)勘定との二つを開設する。

(5) 主要決済方式は、事後引受け取立方式(即時代金取立方式)とする。ただし締約国銀行間の相互の取決めにより他の決済方式(事前引受取立方式、信用状、銀行送金、その他)も使用することができる。

(6) 国際経済協力銀行は勘定残高および預金残高に対し利子をつける。ただし利子率は、その預入期間により異なる。

銀行会議は勘定残高の最低限度を設定することができる。ただしそれには銀行は利子をつけない。

第6条 国際経済協力銀行は、次の条項に定める場合、信用を供与することができる。

(1) 短期的に支払超過が生じ、適時に商品取引の決済を行なう場合(決済信用)。支払者の勘定に資金が不足した場合は商品代金の支払にあてるため直ちに信用を供与する。各締約国銀行に対する貸出額は、銀行会議がこれを定める。

(2) 商品の生産と売却の季節的条件およびその他の条件に基づいて生ずる支払超過を補てんする場合。この場合の貸出額および返済期限は商品の輸出入計画ならびにその他の取引から生ずる受払計画に基づいて銀行会議がこれを決定する。

(3) 商品の供給が所定の期限より遅滞したことによって生ずる一時的な計画外の支払超過を補てんする場合。この貸出に対しては、銀行会議の決定により償還期限を年末までとし、高率の利子を適用する。国際経済協力銀行が、上記の信用を供与したときは、直ちに本協定第7条に基づいて締約国に通知するものとする。

(4) 締約国間で合意をみた商品割当額を越えた規模において商品取引を行なう場合は、その超過相当額。この場合の返済期限は翌年末までとする。

(5) 個々の商品取引上に一時的な困難が生じたため、国際収支を均衡化する場合。本貸出は、銀

行会議の決定により例外的に供与される。この種貸出の返済期限については、銀行会議が具体的な諸条件を考慮のうえ決定する。ただし、貸出期限は翌年末をこえないものとする。

(6) 工業企業その他の建設工事を共同して建設・再建・開発する場合。本貸出は関係国が拠出する資金をもって供与する。貸出には利子を徴求する。利子率は、貸出の対象および期間のいかんにより、また資金の利用節約を奨励し、国際経済協力銀行の収益を確保するように銀行会議がこれに差別を設ける。

決済信用については、銀行会議の決定により利子を徴さずに供与することができる。すなわち各國の商品取引の特殊性を考慮し、季節的需要に対する貸出は利子を徴しないで供与することができる。ただし無利子の貸出総額は、その国と銀行加盟国との年間の商品取引額の3%をこえないものとする。

第7条 国際経済協力銀行は、決済および融資に関連し同行に課せられた業務を行なうに際し、締約国が相互に商品供給を行なう義務を履行し、または締約国相互間の決済における計画上ならびに支払上の規律を強化するようあらゆる方法で援助する。

これに伴い銀行は、次の権限を有する。

(1) 国際経済協力銀行、あるいは他の締約国に対し自己の支払義務を履行しない締約国の銀行に対しては、信用の供与を制限するか、あるいは完全にこれを停止する。融資の制限および停止は、銀行会議が定める期限で行なう。

(2) 締約国に提供された商品代金の債務不履行ならびに共同工業企業その他の建設工事の建設・再建・開発に対する投融資と関連する債務の不履行があったときは、これについて銀行の利用しうる資料に基づいて、関係機関、また必要あるときは締約国政府に通報する。

銀行は、振替ルーブルでの決済および融資を行なうに際し、締約国からその支払債務の履行について保証書を徴求する。

第8条 国内小売価格およびサービス料金に基づいて行なわれる非商業取引についての決済は、これら締約国間で定められた現行の非商業支払決

済協定に基づいて、締約国の銀行におけるそれぞれの国の通貨勘定で行なうものとする。これらの勘定は、振替ルーブル勘定の資金を上記の非商業支払のための割増(割引)の率とレートで換算したものを持って補てんすることができる。非商業支払勘定の資金は、また上記の率とレートとを適用して振替ルーブル勘定に振り替えることができる。

第9条 國際經濟協力銀行は銀行会議の決定により、本協定に加盟していない諸国との間においても振替ルーブルによる決済を行なうことができる。こうした諸国との振替ルーブルによる決済の手続きと条件は、関係国と協議したうえ、銀行会議が決定する。

第10条 国の國際經濟協力銀行への参加と本銀行の業務とは、締約国相互間および締約国とその他の国との直接的な金融上ならびにその他の業務上の関係の発展にとって、なんらの妨げとなるものではない。

第11条 國際經濟協力銀行は、各締約国の領土において、その業務の遂行、目的の達成に必要な行為能力を有する。

銀行会議の各国の代表者および同行役職員は、各締約国の領土において、本協定および銀行の定款により定められた業務の遂行と目的達成のために必要な特権と免除とを有する。

本条記載の行為能力、特権および免除は銀行の定款により定める。

第12条 締約国は、清算勘定による決済を規定している現行2国間協定に、本協定の結果生ずる所要の修正を加えるか、あるいは振替ルーブルの決済を規定する新協定を締結するかしなければならない。

締約国は、本協定調印後、本協定第15条に基づき、1957年6月20日付多角清算協定の廃棄を声明する。

2. 国際經濟協力銀行定款

(振替ルーブルによる多角決済および)
国際經濟協力銀行設立に関する協定付属書

国際經濟協力銀行は、銀行加盟国の經濟協力と国民經濟の発展ならびにこれら諸国との他の諸国との通商・經濟関係の拡大を促進する目的をも

1964年1月1日現在の締約国の2国間清算勘定における負債残高は、1964年度の通商協定締結の際に清算し、関係国間で取り決めた手続きにより、これら協定の枠内で振替ルーブルをもって返済する。

第13条 その他の諸国で本協定の目的と原則とに同意し、また本協定と國際經濟協力銀行の定款に基づく義務を引き受けるものは、全締約国の同意をえて本協定に加入することができる。

加入に関する文書は、本協定の寄託者に寄託される。

第14条 本協定は、批准を要し、全締約国うちの最後の一国がその批准書を本協定の寄託者に引き渡した日から効力を発する。

ただし本協定は、本条第1項に定める1964年1月1日に発効しない場合でも、1964年1月1日から暫定的に効力を発する。

本協定参加国に対する協定発効の日時は、全締約国がその国の協定参加に同意を与えた日時とする。

第15条 本協定は、全締約国の同意がない限り変更することができない。

各締約国は、本協定から脱退することができる。ただしこの場合は、經濟相互援助會議事務局に対し、6ヶ月以上の予告期間を設けて脱退の旨を通告し、またこの期間内に協定から生じた自国の債務いっさいを返済する。

本協定は、締約国の3分の2以上による廃棄通告があればその効力を停止する。

第16条 本協定は、この協定の受託者としての機能を遂行する經濟相互援助會議事務局に保管する。

本協定は、1963年10月22日モスクワ市においてロシア語で一通作成された。受託者は、本協定の認証写しを全締約国に発送する。

って、ブルガリア人民共和国、ハンガリア人民共和国、ドイツ民主共和国、モンゴリア人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア人民共和

国、ソヴェト社会主義共和国連邦、チェコスロバキア社会主義共和国の政府間協定に基づいて設立されたものである。

第1章 総 則

第1条 國際經濟協力銀行(以下「銀行」と略称)は、決済、投融資およびその他の銀行業務を行なう。

第2条 1. 銀行は、法人であつて、「國際經濟協力銀行」と称する。

2. 銀行は、次の権限を有する。

(1) 協定を締結し、またその権限の範囲内で任意の取引をする。

(2) 財産を取得し、貸与し、または収用する。

(3) 裁判および調停において原告となり、また被告となって法廷に出頭する。

(4) 所在国の領土ならびにその他諸国の領土においても出張所や代理店を開設し、自行の代理人を置く。

(5) 銀行の権限に関する問題について指令および規則を発する。

(6) 本定款により銀行に課せられた任務を遂行するため、その他の業務を行なう。

3. 銀行は、その所有する資産の範囲内で自行の債務について責任を負う。銀行は、その加盟国の債務について責任を負わないし、同様に銀行の加盟国も銀行の債務については責任を負わない。

4. 銀行は、「國際經濟協力銀行」という銘を記した印章を有する。銀行の出張所および代理店も、出張所あるいは代理店の名称を付記した同じ銘のある印章を有する。

銀行は、ソ連のモスクワ市に置く。

第3条 銀行は、その顧客およびコルレス先の取引、勘定および預金に關し秘密を厳守する。

銀行の役員および職員は、すべて銀行、その他顧客およびコルレス先の取引、勘定および預金について秘密を守らなければならない。

第2章 銀行の資本金および基金

第4条 銀行は、定款資本金と準備金とを有する。銀行は、特別基金を有することができる。

第5条 銀行の定款資本金は、3億振替ルーブ

ルとし、その払込みは、振替ルーブルをもつて行なう。

銀行加盟国は、銀行の定款資本金(振替ルーブル)に自由交換可能通貨、あるいは金により払込む権利を有する。

定款資本金への払込みは、銀行会議の定める手続きに従い、期限内に行なう。

銀行の定款資本金は、その債務の保証となるものであり、銀行の定款の定める目的に使用される。

銀行の定款資本金の総額は、銀行加盟国の決議に基づき変更することができる。

加盟国の払込み金は、加盟国が銀行を脱退するときはこれを返還しなければならない。この場合銀行に対するその国の債務額は払込み金額から控除する。

銀行の業務を停止する場合には、払込み金およびその他の銀行所有資金は、銀行加盟国の請求権を相互に調整したうえ、債務の返済にあてる金額を除き、これを銀行加盟国に返還しなければならない。

第6条 銀行の定款資本金に払込み金額の払込みを完了した国に対しては証書を交付する。証書は、資本金の払込みを完了した旨の認証であり、証明である。

第7条 銀行は、準備金を有する。その積立ての期間、金額、目的および手続きは銀行会議が定める。

第8条 特別基金は、銀行会議が加盟国と協議して積み立てる。

第3章 銀行業務

銀行の決済業務

第9条 銀行は、貿易およびその他の取引に關し、振替ルーブルによる多角決済を行なう。

第10条 決済は、國際經濟協力銀行に開設される加盟国の銀行(以下公認銀行と称す)の振替ルーブル勘定を通じるか、あるいは國際經濟協力銀行と協議のうえ、その他の公認銀行に開設される振替ルーブル勘定を通じて行なう。

支払は、各公認銀行が振替ルーブル勘定に有する資金の範囲内で行なう。

第11条 銀行は、銀行会議が定める手続きにより振替ルーブルおよびその他の通貨表示の資金の受け入れおよび整理を行なう。銀行はまたその他の銀行業務を行なう。

銀行における取引の実施、勘定の開設・運営および閉鎖は、銀行会議が定める手続きにより行なう。

銀行の勘定に振替ルーブル資金を有する公認銀行は、この資金を振替ルーブルで行なう決済に自由に使用することができる。

銀行におけるその他の通貨勘定の所有者は、これら勘定の資金を自由に使用することができる。

第12条 公認銀行は、振替ルーブル資金を国際経済協力銀行に預入する。銀行は、この資金に対し銀行会議が定める率の利子を支払う。

第13条 銀行は、関係国が共同で建設・再建・開発する企業およびその他の建設工事に対する投融資に関連する決済業務を行なう。

第14条 銀行は、非加盟国とも振替ルーブルによる決済を行なうことができる。こうした振替ルーブルでの決済の手続きおよび条件は、関係国と協議のうえ銀行会議が決定する。

第15条 銀行は、振替ルーブルおよびその他通貨表示の小切手発行、これら小切手ならびにその他の銀行の小切手に関する業務を行なうことができる。その他の支払証書を銀行会議の決定により発行することができる。

第16条 銀行は、加盟国の銀行、その他法人および自然人の金銭上の債務に対し保証を行なうことができる。

第17条 銀行は、その活動が銀行の任務に即応する機関と協力し、あるいはその機関に参加することができる。

第18条 銀行は、その他の銀行と、銀行に開設される勘定の決済とその運営の手続きに關し協定を締結し、またコルレス契約およびその他の契約を締結する。

銀行の信用業務

第19条 銀行は、公認銀行に対し信用を供与する。信用の供与は、一定の目的と所定の期限内にこれを返済するという条件に基づいて行なう。

信用を供与する目的、その供与、保証および返

済の手続きは銀行会議が定める。

第20条 銀行は、信用業務を実施するため、信用計画を作成する

銀行の信用計画は、公認銀行の信用供与要請に応じて2国間および多角の通商協定に基づき作成される。信用計画は銀行会議がこれを承認する。ある国の公認銀行が、信用計画によって定められた金額以上に信用を要請する場合には、銀行は、公認銀行が提出する通商協定の遂行状態に関する資料と、またこのために必要なその他資料を考慮したうえこれを検討する。

第21条 借り手は、銀行からうけた信用に対し、銀行会議が定める率の利子を支払う。

第22条 銀行の供与する信用の返済は、返済期限が到来したときに、借り手銀行が差し入れた期限付約定に基づき、直ちに、いずれの場合も借り手銀行の特別の指図をうけずに、借り手銀行の当座勘定から貸出金額を引き落とすことにより行なう。

借り手銀行の当座勘定に資金がないか、または不足する場合には、この勘定に入金される資金を同じような手続きで引き落とすことができる。

第23条 銀行は、関係国の委任をうけて、これら諸国が拠出する資金によって行なう工業企業およびその他建設事業の共同建設、再建、開発に対し融資を行なう。

第24条 銀行は、自由交換可能通貨およびその他通貨での決済、貸付、預金、為替の売買、保証、およびその他の取引を行ない、また吸収した資金の範囲内で金の取引を行なう。

第4章 銀行の管理

第25条 銀行の管理機関は、銀行会議と銀行理事会である。

銀行会議

第26条 銀行会議は、銀行業務を全般的に指導する最高管理機関である。

銀行会議は、銀行の全加盟国代表者をもって構成する。この場合、各銀行加盟国の表決権は、銀行資本金への払込み金額にかかわりなく1票とする。

銀行会議構成員は、銀行加盟国政府が任命し、

各国からの代表者は3名以下とする。

銀行会議は、必要に応じ会議を召集する。ただし会議の召集は、四半期に1回以上とする。

銀行会議の会議においては、銀行加盟各国の代表者は、順番に議長を勤める。

第27条 銀行会議の決定は、全会一致とする。

銀行会議の議事手続き規定は、銀行会議がこれを定める。

第28条 銀行会議は次のことを行なう。

1. 銀行と加盟諸国との銀行およびその他諸国との実務上の関係と協力、ならびにその業務が銀行の任務に適合している機関に対する協力とそれへの参加に関して銀行の一般的活動方針を決定する。

2. 銀行理事会の提案に基づき、銀行の信用計画およびその他の計画、銀行の年次報告、貸借対照表、利益の分配、投融資、国際決済、為替取引などの諸問題についての銀行とその顧客との相互関係を規定する銀行の指令および規則を承認する。また貸付、預金、当座およびその他勘定の利子率、銀行の機構、定員表、銀行の管理事務費を決定する。

3. 銀行加盟国との協議に基づいて銀行特別基金を設ける。

4. 銀行の総裁および理事を任命する。

5. 銀行の監査委員会を任命し、その報告を聴取し、報告に基づく決議を採択する。

6. 銀行の出張所、代理店、代理人の開設および閉鎖を許可する。

7. 銀行理事会からの銀行の業務についての報告を聴取し、それに基づく決議を採択する。

8. 新たに加盟する国の受入れについての提案を加盟国の審議に付するため提出する。

9. 銀行従業員の労働規約を承認する。

10. 本定款の趣旨から当然に生じ、銀行の目的と任務の達成上必要と考えられる他の業務を行なう。

銀行理事会

第29条 銀行理事会は、執行機関であり、本定款により銀行に与えられた権限の範囲内でならびに銀行会議の決定に基づいて銀行業務を直接指導する。

理事会は、銀行会議に対し責任を負い、銀行会議に対し報告の義務を負う。

理事会は、全銀行加盟国の市民から任期5年以内をもって任命される総裁および理事で構成する。理事の定数は、銀行会議で決定する。

総裁一時不在のときは、理事会の決定により理事の一名がその職務を代行する。

総裁および理事は、職務を遂行するに際しては、総裁および理事がその市民である国の機関および公職にあることによつてかかわりなく国際職員として行動する。

第30条 銀行理事会は、その総裁もしくは理事会により権限を与えられた役員をして銀行のすべての問題と業務に関し、公職にあるもの、国家・国際機関およびその他法人に対し代表させ、銀行の名義で裁判および調停において請求権を提示させ、訴訟を起こさせる。

銀行理事会は、銀行の職員に対し、特別の委任状によりその名義において行動する権限を与えることができる。

銀行の約定書および委任状は、総裁と理事1名の署名があるときは、有効とする。ただし総裁不在のときは、理事2名の署名があれば有効であり、うち1名は、総裁の職務権限を代行しうる理事であることを要する。

第31条 銀行理事会は、とくに次のような銀行の業務上の重要問題について審議する。

1. その決定あるいは承認が、本定款により銀行会議の権限に属する問題を審議し、銀行会議の審議に付するために関係資料と提案を準備する。

2. 銀行名義での通貨・決済書類および通信書の署名手続きの決定、銀行の出張所・代理店名義での委任状の署名と交付手続きの決定、銀行とその顧客との関係において使用される通貨・決済書類の様式の決定、銀行会議の決定に基づく貸付、預金、当座その他勘定に対する利子率の決定、自己の顧客およびコルレス先の委任事務の遂行に対する手数料の決定、銀行の保証供与の手続きと条件、手形その他金融上の債務の割引と保証条件の決定。

3. 銀行の局、課、その出張所、代理店、代理人の業務管理。

4. 銀行の資産と資金の利用の問題

銀行理事会は、その権限の範囲内で銀行会議の審議に付するため提案を提出する権利を有する。理事会の事務手続きは、理事会自身が定める。銀行理事会が採択した決定は、議定書の形式をとる。理事会の決定を遂行するためには、総裁あるいは、総裁の任命する理事1名が署名する命令、指令あるいは規則を発することができる。

第32条 総裁は、銀行理事会の活動を指導し、本定款により銀行に課せられた任務を確実に遂行するための措置を実施する。

総裁は、次のことを行なう。

1. 本定款および銀行会議の決定に基づき銀行の全資産と全資金を管理する。

2. 銀行を代表する。

3. 銀行の取引上の問題に關し命令を発し、決定を行なう。

4. 本定款第30条に基づいて銀行の名において約定書および信用状に署名する。

5. 銀行理事会の理事以外の銀行職員を任命し、解任する。また銀行会議が承認した定員表と管理事務費とに基づいて賃金定額表を決定し、優秀職員を褒賞する。

6. 本定款と銀行会議の決定とから当然生じるその他の職務を行なう。

第5章 銀行の機構

第33条 銀行は銀行会議が承認した銀行組織に基づいて、部局、課、出張所、代理店および代理人を置く。

銀行の職員には、銀行職員労働規約に従って銀行加盟国の市民をこれにあてる。

銀行職員には、自己の職務を自主的に遂行するため、本定款第40条に基づいて特権と免除とが与えられる。

第6章 銀行業務の検査

第34条 銀行理事会の年次報告、金庫、資産の検査、銀行、その出張所および代理店の勘定、報告書および事務の検査など銀行業務の検査は、検査委員会が行なう。検査委員会は、銀行会議が任期2年をもって任命する検査委員会議長および委

員4名で構成する。

検査委員会の議長および委員は、銀行の他のいずれの職務にも從事することができない。

検査の組織および手続きは、銀行会議がこれを定める。

第35条 銀行理事会は、検査を実施するために必要ないっさいの資料を検査委員会の使用に供する。

検査委員会の報告は、銀行会議に提出する。

第7章 紛争審議の手続き

第36条 銀行に対する請求権は、訴訟権発生のときから2年以内に提出することができる。

第37条 銀行とその顧客との紛争は、当事者のうちから選出される調停裁判か、あるいは双方の協議に基づき新たに構成される調停裁判において審議されなければならない。

上記の協議が成立しないときは、紛争の解決は、銀行所在地の国の商業会議所付属調停裁判所にゆだねる。

第8章 銀行とその役員の特権と免除

第38条 1. 銀行の財産、資産、証書は、その所在地に関係なく、また銀行の取引は銀行自身がその免除を放棄する場合を除き、いかなる行政上および裁判上の干渉に対しても免除される。銀行本店ならびに任意の銀行加盟国の領土内にあるその出張所、代理店および代理人の建造物は不可侵である。

2. 銀行加盟国の領土内にある銀行は次の免除および特典を有する。

- (1) 国税および地方税などのいっさいの直接税を免除される。この規定は、公共事業およびその他のサービスに対する代金支払に対しては適用されない。

- (2) 銀行の公用にあてられる物資の輸出入に際しては関税と関税上の制限を免除される。

- (3) 各銀行加盟国の領土においては、郵便、電話、通信の料金について外交代表部がその国において有すると同一の特典をもつ。

第39条 1. 銀行会議の各国代表者に対しては、その職務の遂行に際し、各銀行加盟国の領土

において次の特典と免除の特典を与える。

(1) 身柄の逮捕もしくは拘留の免除ならびに代表者としてなしうるいっさいの行為に対する裁判所の裁判権の免除。

(2) いっさいの文書の不可侵。

(3) 代表者個人の小荷物に対しては、その駐在国の外交代表部員に対し官等などに応じて与えられるものと同一の関税上の特典。

(4) 個人的義務の免除と、代表者を任命した国が代表者に支払う金銭に対する直接税の免除。

2. 本条により定められた特権および免除は、本条がもっぱらその職務を遂行する場合に限り与えられる。各銀行加盟国は、免除があるため公正な裁判の実施が妨げられ、しかも免除を与えるのを拒否することが、免除の目的を侵害しないと判断するときは、いつでも自国の代表者に対する免除を放棄する権利を有し、義務を負う。

3. 本条の第1項の規定は、代表者がその市民である国の代表者と機関との間の相互関係には適用されない。

第40条 1. 銀行会議は、銀行理事会の推せんに基づき、本条の規定が適用される銀行職員の範囲を決定する。総裁は、職員の氏名を定期的に加盟国の権限ある機関に報告する。

2. 銀行職員は、各銀行加盟国の領土において自己の職務を遂行するに際し、次の免除・特典を有する。

(1) 役員として行なうことができるいっさいの行為に対しては、裁判上および行政上の責任に問われない。

(2) 個人的義務と、銀行から支給される俸給に対する直接税とが免除される。この規定は、銀行、その出張所、代理店および代理人所在地の国の市民である銀行職員には適用されない。

(3) 職員の個人用手荷物については、その国に駐在する外交代表部員に対し官等に応じて与えられるものと同一の関税上の特典をうける権利を有する。

3. 本条に定められた特権および免除は、もっぱらその職務を遂行する場合にのみ銀行の職員に与えられる。

銀行総裁は、免除があるため公正な裁判の実施

が妨げられ、かつ免除を与えるのを拒否することが、免除の目的を侵害しないと判断するときは、いつでも銀行役職員に対する免除を放棄する権利を有し、義務を負う。銀行の総裁および理事に対する免除を放棄する権限は、銀行会議が保有する。

第9章 報 告

第41条 銀行の営業年度は1月1日から12月31日までとする。

年次貸借対照表は、銀行会議が定める手続きに基づき理事会が公表する。

第10章 利益の分配

第42条 銀行の利益は、年次報告承認後、銀行会議の決定により分配し、準備金の補てんおよびその他の目的にあてることができる。

第11章 銀行の新規加盟国の受入れ および脱退の手続き

第43条 銀行への新規加入は、銀行の全加盟国の合意により行なわれる。銀行に加入を希望する国は、銀行の目的と原則とに同意し、本定款から生ずる義務、とくに銀行会議が定めた金額と期限内での銀行の定款資本金に対する割当拠出に関する義務を負う旨を記載した申請書を銀行会議に提出する。

各国は、銀行会議に対し6ヶ月を越える予期告期間を設けて銀行から脱退することができる。上記の期間内において銀行と関係国との相互の債務関係を整理しなければならない。

第12章 最 終 規 定

第44条 定款の変更手続き

各銀行加盟国は、本定款の変更について提案をなすことができる。銀行定款の変更は、全銀行加盟国の合意により行なう。

第45条 銀行業務の停止

銀行は、銀行加盟国の3分の2の決議があれば業務を停止することができ、銀行加盟国は銀行の清算手続きを決定する。